

新型コロナ・物価高騰等経済対策プレミアム付電子飲食券発行等業務委託  
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本事業は、市民の負担を軽減しつつ消費を喚起し、コロナ禍の長期化や物価高騰等により影響を受けている飲食事業者への支援を通して地域経済の活性化を図るために、プレミアム付電子飲食券の発行事業を行うものである。業務の実施に当たっては、事業内容を十分に理解したうえで、多岐にわたる業務を迅速かつ正確に実施する必要がある。そこで、業務全般に関する豊富な知識と実績を有する複数の事業者に提案を求め、総合的に比較衡量したうえで、最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

- (1) 名称 新型コロナ・物価高騰等経済対策プレミアム付電子飲食券発行等業務委託
- (2) 場所 宮崎市
- (3) 内容 別紙「新型コロナ・物価高騰等経済対策プレミアム付電子飲食券発行等業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年2月16日まで
- (5) 提案限度額 497,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
ただし、プレミアム原資は402,000,000円以上とする。  
※事務費は、提案限度額からプレミアム原資を除いた額の範囲内とし、消費税等、本事業に係る一切の費用を含む。

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定する必要があるため。

4. 公募型プロポーザル方式とする理由

本業務においては、同様の業務実績を有する事業者が複数社おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5. 業務スケジュール

- (1) 公募開始日 令和5年7月 7日（金）
- (2) 参加申込書受付締切日 令和5年7月20日（木）必着
- (3) 参加資格確認結果通知日 令和5年7月24日（月）
- (4) 質問の締切日 令和5年7月18日（火）
- (5) 質問に対する回答日 令和5年7月19日（水）
- (6) 提案書等の提出締切日 令和5年7月28日（金）正午必着
- (7) 審査結果通知 令和5年8月 4日（金）
- (8) 契約締結 令和5年8月 9日（水）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

6. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 応募時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの、もしくは暴力団または暴力団員統制下にある者でないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、宮崎市から指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 宮崎市税及び国税に滞納がないこと。

## 7. 参加申込の手続き

### (1) 事務局（問合せ先）

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市 観光商工部 産業政策課 産業企画係

（執務室：宮崎市橘通東1丁目7番4 第一宮銀ビル8階）

電話 0985-21-1792

FAX 0985-28-6572

E-Mail 17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp

### (2) 提出書類

①参加申込書兼誓約書（別紙様式1）

②応募者の概要、事業内容、実績、業務の実施体制がわかる書類（任意様式）

③市税に滞納がないことの証明（発行日から3ヶ月以内、写し可）

※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合

④国税に滞納がないことの証明（発行日から3ヶ月以内、写し可）

⑤会社の商業登記簿謄本または登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内、写し可）

⑥宮崎市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、暴力団排除に関する誓約書兼同意書（別紙様式2）を提出すること。

### (3) 提出方法

持参又は郵送により、(1)事務局あて提出すること。

※持参する場合は、執務室あてに持参すること。

※郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。

### (4) 提出期限

令和5年7月20日（木）必着

### (5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和5年7月24日（月）までに通知する。

## 8. 質問及び回答

### (1) 質問

①質問方法 メールにより、質問書（別紙様式3）を7（1）の事務局あてに送付すること。その際、件名は「プレミアム付電子飲食券プロポーザル 質問書」とすること。

（必ず事務局への着信確認を行ってください。）

②受付期間 令和5年7月7日（金）から令和5年7月18日（火）

(2) 回答

- ①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
- ②回答日 令和5年7月19日(水)まで

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書(任意様式)
- ②見積書(任意様式) ※ただし、見積金額については、積算根拠を明記すること。
- ③業務実施体制表(任意様式)
- ④行程表(任意様式)

※原則全ての書類をA4サイズ規格(両面)での作成とする。ただし、やむを得ない場合はA3サイズ折りたたみでも可とする。

(2) 提出部数

正本を1部、副本を5部提出すること。  
ただし、副本については法人名や法人を特定される部分を消して作成すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、7(1)事務局あて提出すること。  
※持参する場合は、執務室あてに持参すること。  
※郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。

(4) 提出期限

令和5年7月28日(金)正午必着

(5) 企画提案書の作成方法

※企画提案書については、仕様書を参照の上作成すること。なお、真に必要な場合を除き、提案書等には、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

10. 評価方法

(1) 評価基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) 受託候補者の選定方法

- ①新型コロナ・物価高騰等経済対策プレミアム付電子飲食券発行等業務委託プロポーザル方式選定委員会設置要領第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、審査基準に基づき採点を行う。
- ②委員ごとに評価点の合計が高い順から順位付けを行い、順位点(1位5点、2位3点、3位1点)をそれぞれ付し、全ての委員の順位点の合計が最も高い参加者を受託候補者として選定する。
- ③合計点数が同一の参加者が複数いた場合には、委員の多数決により決定する。多数決の結果、委員長及び委員が選定すべしと意思表示した数が2者で同一となった場合は、委員長が意思表示をした者を受託候補者として選定する。

(3) その他

- 次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
  - ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
  - ③見積金額が、提案限度額を超えている場合。
  - ④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。

## 11. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加業者の名称（50音順）
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）  
（受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。）

## 12. 契約に関する事項

### （1）契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

### （2）契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条第1項の規定に基づき、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

### （3）その他

- ①契約代金の支払いは、業務完了後とする。ただしプレミアム原資についてはこの限りではない。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

## 13. その他

### （1）提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市からの指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。

### （2）その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- ③参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- ④企画提案書等の提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告で必要と判断した場合は、企画提案書等の提出書類の使用及び複製の作成を無償でできるものとする。
- ⑤応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ⑥応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- ⑦応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- ⑧応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

- ⑨企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ⑩参加者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

附 則

この要領は、令和5年7月6日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。